

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員の12月未満勤務制度に関する規程

平成27年1月30日  
規程第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の教員（国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程（平成27年規程第1号）の適用を受ける者に限る。以下「教員」という。）が、自己の教育研究に関する能力及び資質の向上を図るための活動又はこれに準ずる活動等を行うために、一年度内において一定期間勤務しないこととする制度（以下「12月未満勤務」という。）について、その取扱いを定めることを目的とする。

(12月未満勤務のための休職)

第2条 教員が12月未満勤務を行う場合の勤務しない期間については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号）第12条第1項第5号による休職として取り扱うものとする。

- 2 12月未満勤務のための休職の期間は、連続する30日以上90日以下の範囲内の期間とする。
- 3 12月未満勤務の適用を希望する者は、休職開始予定日の2月前までに、12月未満勤務適用申請書（別紙様式第1号）により、所属長を通じて学長に申請しなければならない。ただし、休職開始予定日の1月前までは、その申請を撤回することができる。
- 4 学長は、教員から12月未満勤務の適用の申請があった場合、休職理由及び休職しようとする期間における業務運営等を考慮した上で、当該職員の12月未満勤務の適用を承認することができる。

(休職期間中の取扱い)

第3条 12月未満勤務のための休職期間中における給与等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 休職期間中の給与は支給しない。
- (2) 休職により給与が支払われない月における国家公務員共済組合掛金の職員負担分は、徴収すべき掛金の額及び払込先を前月末日までに当該職員に通知するものとし、当該職員は、当月の給与支給日までに支払うものとする。
- (3) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学兼業規程（平成16年規程第53号）第27条第2項の規定にかかわらず、所定の手続きを経た上で、本学以外の企業等において常勤の職を兼ねることができる。

(復職)

第4条 1 2月未満勤務のための休職期間が満了するまでに、当該休職事由が消滅したときは、当該休職に係る教員を速やかに復職させる。

2 1 2月未満勤務のための休職期間が満了したときは、当該休職に係る教員は、復職するものとする。

(実施)

第5条 この規程に定めるもののほか、1 2月未満勤務制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(元号) 年 月 日

## 12月未満勤務制度適用申請書

国立大学法人  
奈良先端科学技術大学院大学長 殿

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

下記のとおり、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員の12月未満勤務制度に関する規程」に基づく12月未満勤務制度の適用を希望します。

なお、同制度の適用により、下記の期間、休職となることに同意します。

## 記

申請理由	(12月未満勤務制度適用期間中の活動内容、場所等を具体的に記載すること。)
予定期間 (休職期間)	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 ( 日)
特記事項	(特記事項があれば記載すること。)

- ※1 本申請書は、休職開始予定日の2月前までに所属長へ提出すること。
- ※2 12月未満勤務制度適用期間は、休職として取り扱い、その期間中給与は支給しない。
- ※3 休職期間中の国家公務員共済組合掛金の職員負担分は、給与から控除することができないため、別途、大学からの請求に基づき自己負担にて支払うこと。
- ※4 12月未満勤務制度適用期間中についても、兼業を行う場合は、所定の手続きを行うこと。
- ※5 12月未満勤務制度適用期間中についても、職務に従事しないほかは、就業規則その他大学が定める規則・規程等を遵守しなければならないこと。